

# 物品売買契約書(案)

物品売買について、公立大学法人熊本県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約に基づき売買をする物品（以下「物品」という。）の品名、規格・品質、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

品名、規格等	数量	金額
安定同位体比質量分析システム (別紙仕様書のとおり)	一式	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

第2条 乙は、前条に規定する物品を、次の各号により、物品納品書を添えて甲に納入するものとする。

- (1) 納入期限 令和6年(2024年)3月27日  
(2) 納入場所 熊本県立大学環境共生学部南棟4階CN元素分析室  
(熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号)

第3条 乙は、前条により物品を納入した場合は、直ちに甲に検査を請求し、甲は、乙又は乙の代理人の立会いを求めて、遅滞なく検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査に合格したのもののみを受け取り、不合格品については、乙は、速やかにその代替品を納入しなければならない。

第4条 この契約に係る契約保証金は、 円とする。

第5条 乙は、正当な理由なく第1条に掲げる物品の全部又は一部を納入期限内に納入しないときは、その数量及び経過日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で算出した遅延利息を甲に支払うものとする。

第6条 甲は、第3条第2項の規定により物品を受け取り、乙の提出する適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、契約代金を支払うものとする。

第7条 甲は、正当な理由なく前条に掲げる支払期限内に契約代金を支払わないときは、その経過日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で算出した遅延利息を乙に支払うものとする。

第8条 この契約により甲が購入した物品が、購入後1年以内に製造粗悪等の原因により破損又は故障等を生じた場合は、乙は、直ちに無償で当該物品を補修し、又は取り替えるものとする。

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく納入期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は履

行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払わなければならない。

第10条 甲は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

第11条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年（2023年） 月 日

甲 熊本市東区月出三丁目1番100号  
公立大学法人熊本県立大学  
理事長 白石 隆

乙